

奈良県児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第四十二号

奈良県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

奈良県立登美学園	奈良市
奈良県立筒井寮	大和郡山市

を

奈良県立藤の木学

園  
奈良市

に改める。

第二条第一項及び第三項中「奈良県立登美学園及び奈良県立筒井寮」を「奈良県立藤の木学園」に改める。

### 附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。